

佐賀県告示第 143 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定する。

令和 5 年 6 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類及び 路線名	区間
一般国道 264 号	佐賀市成章町 171 番 1 地先から 佐賀市与賀町 143 番 3 地先まで
県道 九千部山公園線	鳥栖市弥生が丘 7 丁目 2 番地先から 鳥栖市永吉町字長ノ原 552 番 7 地先まで

2 指定する期日 令和 5 年 7 月 3 日